

非常変災の措置について（お知らせ）

豊中市教育委員会事務局
児童生徒課長

台風及び地震等の非常変災があった場合、子どもたちの安全確保を最優先し、下記のような措置をとりますのでお知らせします。

記

◆台風等について

1. 豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風特別警報」「暴風警報」「レベル5大雨特別警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル3大雨警報」「レベル5氾濫特別警報」「レベル4氾濫危険警報」「レベル3氾濫警報」のいずれか（以下「警報」という。）が発令されている場合は、活動を中止します。
ただし、8時30分までに「警報」が解除された場合には平常どおり（午前の活動、午後の活動ともに）行います。また、8時30分から12時00分までに「警報」が解除された場合には、午後の活動のみ行います。

8時30分までに解除された場合	午前の活動実施、午後の活動実施
8時30分から12時00分までに解除された場合	午前の活動中止、午後の活動実施
12時00分までに解除されない場合	午前の活動中止、午後の活動中止

2. 児童生徒が登館後に「警報」が発令されたときは活動を中止します。下館については、当館の判断で、待機させたり直ちに下館させたりする等、適切に対応します。

◆地震について

豊中市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、活動を中止します。震度5弱未満であっても、被害の発生状況によって中止する場合があります。

◆その他

1. 創造活動係からは、参加者全員に活動を「実施する」・「実施しない」の連絡はいたしかねます。「警報」が発令が懸念される際は、気象情報などの確認をお願いします。
2. 電話による問い合わせは、混乱が予想されますので、できるかぎりご遠慮願います。
3. 「警報」が解除され、平常どおり活動がある場合に欠席される場合は、ご連絡ください。